

マイナンバーカード考

令和2年3月 社会福祉士 A

今年高齢者講習を受けて運転免許証を更新しましたが、次回の免許更新は、認知テストも追加されてくる年齢になるので面倒で更新しようかしまいか迷うところです。

出来れば運転はしたくない私、しかし、返上してしまうと好きな釣りに一人で行けなくなるので返上しようか躊躇している所です。 まあ、次回更新までのこの3年の間にじっくり考えてみたいと思っている。

もし運転免許証を返上すると持ち歩ける**身分証明書**となるものが無くなり不便なので「**マイナンバーカード**」を作っておこうと考えていたところタイミングよく「**マイナンバーカード更新の手続き**」についての新聞記事を目にしました。 そこに「**マイナンバーカード**」で出来ることが記載されていました。 行政も色々と利用方法を考えているようですね。

◆本人確認の際の公的な身分証明。(承知済み)

◆コンビニなどでの各種証明書の発行。(承知済み)

◆「**マイナポイント**」制度(今年の9月開始予定で7か月間)による最大5000円のポイント付与。(不承知でした)

◆来年3月より開始予定の**健康保険証**としての利用。(不承知でした)

この中で「**健康保険証としての利用**」が可能となることは、初めて知った内容で、魅力を感じましたので、運転免許証返納は別にして早期に取得しておくことに決めました。

《**マイナンバーカードの取得方法**》

- ① スマホから
- ② パソコンから
- ③ 町中の証明写真機から(これは知らなかった方法です)
- ④ 郵便による

の4つの方法があるようです。

取得料は無料でいずれも**約1か月**で取得出来る様です。

私は、早速パソコンから家内も一緒に取得手続きを行いました。

事前に準備するのは、**電子写真**(④の場合は、電子写真でなくプリント写真)と**申請書 ID**です。 申請書 ID は、最初に送られてきた「**通知カード**」の下の「**個人番号カード交付申請書**」に書かれています。 処分や紛失され申請書 ID が分からない方は、役所で再発行してもらい必要があります。 再発行の手続きは簡単です。

マイナンバーカードを取得されていない方、ちょうど新型コロナウイルスで外出もままならなくなったこの機会を利用して取得されては、如何でしょうか？